

社会保障・税一体改革に関する意見書（案）

政府は、社会保障制度改革国民会議の最終報告を受けて、社会保障制度のあり方そのものを根底から変えようとしており、その内容は、給付の重点化・効率化の名の下で、給付を削減し更なる負担増を強いるものとなっている。

平成26年に法案が提出されるものだけを見ても、70歳から74歳までの医療費自己負担の2割への引上げ、高額療養費の負担限度額の引上げ、公的医療保険の適用範囲の縮小、介護保険利用料の引上げ、要支援者へのサービスの介護保険給付から市町村事業への移行、要介護1及び2の該当者に対する特別養護老人ホームの入所制限等、暮らしに深刻な影響を与える事項が数多くある。

これらは、疾病や高齢等により、働いて収入を得ることが困難な状況になった場合の生活を、家族相互・社会相互の助け合いに責任を負わせ、憲法第25条に定める「国民の健康で文化的な最低限度の生活」を保障する国の責任を放棄するものである。

こうした社会保障の改正と消費税増税とが一体となって実施されれば、景気回復どころか、都民の暮らしはますます困窮しかねない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、社会保障・税一体改革の名による社会保障の切下げや負担増を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年10月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆	議	院	議	長	}	宛て	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
財		務		大			臣
厚	生	労	働	大			臣
社会保障・税一体改革担当大臣							